

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	(2 階)	(52.83 m ²)	(m ²) (52.83 m ²)
	(1 階)	(60.25 m ²)	(m ²) (60.25 m ²)
	(階)	(m ²)	(m ²) (m ²)
	(階)	(m ²)	(m ²) (m ²)
【ロ. 合計】	(113.08 m ²)	(m ²)	(113.08 m ²)
【13. 屋根】	ガルバリウム鋼板 NM-8697		
【14. 外壁】	鉄鋼モルタル 厚25mm (屋内側：石膏ボード12.5mm (小屋裏を含む))		
【15. 軒裏】	鉄網モルタル 厚 25 mm		
【16. 居室の床の高さ】	561mm		
【17. 便所の種類】	<input checked="" type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> その他 ()		
【18. その他必要な事項】	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅用火災警報器		
【19. 備考】	<input checked="" type="checkbox"/> 令第121条の2 屋外階段 木造 <input type="checkbox"/> 令第121条の2 屋外階段 木造+ () 造		

木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドラインに基づく屋外階段仕様書
(兼建築基準法施行令第121条の2(屋外階段の構造)適合確認図書)

〇〇級建築士
〇〇登録 第〇〇〇〇号
〇〇 〇〇

準耐火構造 ※	■ 階段を準耐火構造とする
階段の設置への配慮	水分が滞留せず乾燥しやすい場所に階段を設置するなど、周囲の環境に配慮して階段を配置する
階段及び階段と建築物の接合部の防腐措置 ※	【防水処理】 ■ 階段にFRP防水、シート防水等の防水処理を施す ■ 防水層は防水層裏面に漏水しない納まりとする ■ 階段部分と建築物の木造部分との接合部は、建築物の木造部分の水平面の防水層に欠損を与えない接合方法とする
	【材料の耐久性確保】 ■ 階段部材で建築物との接合部分に使用する木材には、木材の腐朽等を防止するための薬剤処理を施す(推奨:全ての階段部材に薬剤処理を施す)
	【雨がかりへの措置】 ・ 階段に雨がかりが極力生じないよう配慮する
	【水分の滞留防止措置】 ・ 階段に水分が常時滞留することがないように配慮する ・ 階段と建築物の接合部は、接合金物に生じる結露水が常時滞留することがないように配慮する
点検のための措置	階段及び階段と建築物の接合部は、専門家が点検できるよう配慮する
支持方法	階段の支持方法は、次のいずれかとする <input type="checkbox"/> 階段が自立する構造とする ■ 階段を建築物の木造部分で支持する場合、次の点に留意したものとする ・ 階段の自重や、人・物の通行によって生じる荷重に対して安全な構造とする ・ 接合部は階段、建築物それぞれの材料の特性を考慮し、接合部で十分に応力が伝達するよう緊結し、「木造の階段部材及び本体部分と階段部分との接合部の防腐措置」と「点検のための措置」に支障がないよう配慮する

(備考)

- 本仕様書は令第121条の2の規定の適用を受ける木造の屋外階段(階段部材の全てが木材により構成されるものに限る)に適用します。
(階段部材の一部が木材により構成される階段、又は木造の階段と非木造の階段の組み合わせの階段については、本仕様書を適用できませんのでご注意ください。)
- 本仕様書における「階段部材」とは、段板、蹴込み板、踊り場等の階段を構成する部材、及び部材同士の接合部をいいます。
- 本仕様書における「屋外階段」とは、屋根、壁又は建具に覆われない、雨がかりのおそれのある階段をいいます。
- 本仕様書における「階段が自立する構造」とは、階段の荷重を当該階段の下の支柱等で支え、当該階段等の部分から建物本体部分等に荷重が伝達しない構造をいい、具体的には、階段の支柱等に筋交い等を設置し階段に生じる地震荷重、風荷重等を当該階段と支柱のみで支える構造が、「階段が自立する構造」になります。
- 内容を確認のうえ、全ての箇所(「いずれか」と記載されている場合はいずれかの箇所)にチェックをしてください。
- 本仕様書の適用を受ける屋外階段を有する建築物の確認申請に際しては、確認申請書第4面19に、「令第121条の2 屋外階段(木)造」とご記載ください。
(確認申請書第4面19には、階段部材の全てを木材とする階段(本仕様書の適用を受ける階段)の他に、階段部材の一部を木材とする階段(仕上げ材等を除く)、又は木造の階段と非木造の階段の組み合わせの階段についても、同様の記載が必要です。)
- 本仕様書の詳細については「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」、及び「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン事例集-防腐措置等及び維持管理に関する具体事例及び解説-」を参照してください。

※印…令第121条の2適合確認箇所

直通階段(令第121条の2)を設置に係る工事監理状況

<p>屋外に設ける直通階段(令第121条の2)の工事監理の状況</p>	<p>屋外に設ける直通階段 (①に該当する場合はレ点し、S、RC等の構造を記入してください。) ① □令第121条の2屋外階段 木造以外()造→終了。以下の記入は不要です。 ----- (②又は③の該当する方にレ点してください。) ② ■令第121条の2屋外階段 木造 ③ □令第121条の2屋外階段 木造+()造</p> <p>(上の②又は③の場合は、ガイドライン及び当安全協会の仕様書に準拠している旨のレ点をするともに、仕様書の項目で監理したものにレ点をしてください。加えて、次の「材料の種類」、「構造」、「防腐措置」について施工状況に関する照合内容、照合方法及び照合結果を記入してください。) ■「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」及び「木造の屋外階段等の防腐ガイドラインに基づく屋外階段仕様書(兼建築基準法施行令第121条の2(屋外階段の構造)適合確認図書)」(安全協会)に準拠して工事監理を実施しました。 【準耐火構造】 ■階段が準耐火構造であることを確認しました。 【防水処理】 ■階段にFRP防水、シート防水等の防水処理を確認しました。 ■防水層は防水層裏面に漏水しない納まりを確認しました。 ■階段部分と建築物の木造部分との接合部は、建築物の木造部分の水平面の防水層に欠損を与えない接合方法であることを確認しました。 【材料の耐久性の確保】 ■階段部材で、建築物との接合部分に使用する木材には、木材の腐朽等を防止するための薬剤処理を施したことを確認しました。 【支持方法】(次のいずれかの選択) □階段は自立する構造です。 ■階段を建築物の木造部分で支持する場合、次の点に留意しました。 ・階段の自重や、人・物の通行によって生じる荷重に対して安全な構造としました。 ・接合部は階段、建築物それぞれの材料の特性を考慮し、接合部で十分に応力が伝達するよう緊結し、「鉄骨造の階段の防錆措置及び階段と建築物の接合部の防腐措置」と「点検のための措置」に支障がないよう配慮しました。</p>				
<p>確認を行った部位、材料の種類等</p>	<p>照合内容</p>	<p>照合を行った設計図書</p>	<p>設計図書の内容について設計者に確認した事項</p>	<p>照合方法</p>	<p>照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)</p>
<p>材料の種類(段裏を含む)</p>	<p>集成材or松、段裏:強化石膏ボード厚15、取付ボルトなど使用した材料を記載</p>	<p>仕様書、平面図、立面図、詳細図など照合した図書を記載</p>	<p>寸法等など設計者に確認した事項</p>	<p>納品書、受入時現場で照合など照合方法を記載</p>	<p>適 又は建築主に対して行った報告内容を記載</p>
<p>構造</p>	<p>準耐火構造(仕様、寸法、形状)</p>	<p>平面図、立面図、構造図、詳細図など照合した図書を記載</p>	<p>接合部、取付方法等など設計者に確認した事項</p>	<p>現場で照合など照合方法を記載</p>	<p>適 又は建築主に対して行った報告内容を記載</p>
<p>防腐措置</p>	<p>FRP、シート防水JA-S1083に規定する薬剤など使用したものを記載</p>	<p>仕様書、詳細図など照合した図書を記載</p>	<p>塗布量等など設計者に確認した事項</p>	<p>納品書、施工状況写真、保証書など照合方法を記載</p>	<p>適 又は建築主に対して行った報告内容を記載</p>
<p>施工状況</p>	<p>準耐火構造の施工、金物当取付部材の施工など照合した図書を記載</p>	<p>仕様書、構造図、詳細図など照合した図書を記載</p>	<p>材料のメーカーや材質など設計者に確認した事項</p>	<p>現場目視、納品書など照合方法を記載</p>	<p>適 又は建築主に対して行った報告内容を記載</p>